

狭山市入間川地区民間学童保育室設置・運営事業者公募型プロポーザルに関するご質問・回答一覧

No.	資料名	項目名	該当番号	ご質問内容	回答欄
1	狭山市入間川地区民間学童保育室設置・運営事業者公募型プロポーザル実施要領	4 運営に係る経費	(1) 補助金	各事業の基準額の範囲内での内訳変更であれば差し支えないでしょうか。	様式4において、各事業の支出予定額と、市補助基準額と、各々の合計を比較し少ない方を補助所要額としておりますので、提案内容に基づき、必要な経費を計上してください。
2	狭山市入間川地区民間学童保育室設置・運営事業者公募型プロポーザル実施要領	9 応募関係書類	(13) (14) (15)	法人運営1年目で決算ができていない場合は、(14)に則り収支予算書作成のみでよろしいでしょうか。それとも、11月迄の試算表を作成した方がよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	狭山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱 取り扱い基準	2 放課後子ども環境整備事業費 (1事業所あたり年額)	ウ	保証金は含めてもよろしいでしょうか。	敷金と同じく、契約満了後等に返金の可能性があるものは補助対象に含みません。
4	狭山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱 取り扱い基準	3 学童保育室支援事業費 (1支援の単位当たり年額)		管理費は含めてもよろしいでしょうか。	基本的に管理費を含めた金額としていただいて結構ですが、管理費の内容によっては協議させていただくことがあります。